

平成31年4月9日
航空局航空機安全課
東京航空局

株式会社IHIに対する業務改善命令及び 認定事業場に対する監視・監督の強化について

株式会社IHIによる航空機用発動機の修理作業及び検査において、不適切な事案が多数確認されたことから、東京航空局は、本日付で同社に対して航空法に基づく業務改善命令を行い、再発防止策等について報告するよう指示しました。

また、このような認定事業場による不適切事案を未然に防止するため、今後、認定事業場に対する監視・監督を強化することとしたのでお知らせします。

1. 経緯

東京航空局が、株式会社IHIの民間エンジン事業部瑞穂工場（装備品の修理改造認定事業場）に対し、航空法第134条に基づき平成31年1月から2月にかけて立入検査を実施し、その後報告徴収を実施したところ、航空機用発動機の修理作業及び検査において、以下のような不適切な事案が多数確認されました。

- ・ 部品の検査を、業務規程に基づく適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案
- ・ 所定の作業工程どおりに作業及び検査を実施しなかったにもかかわらず、実施したように作業記録書の検査実施日を改竄していた事案
- ・ 計測機器の定期検査記録書の検査実施日が適切でない事案

2. 要因・背景

要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われないうまま納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが、会社から報告されています。

また、当該事案については、過去に社内において改善の機会があったにもかかわらず、経営層まで情報が共有されず、必要な要因分析や再発防止策を講じていなかったことが確認されており、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められました。

3. IHIに対する業務改善命令

これを受け、本日、航空法第20条第5項の規定に基づき、同社に対し、出荷品の自主回収、不適切事案の要因・背景の分析を実施するとともに、具体的な再発防止策を講じた上で報告することを指示する業務改善命令を行いました。

4. 認定事業場に対する監視・監督の強化

また、このような認定事業場による不適切事案を未然に防止するため、航空局は今後認定事業場に対する随時検査を原則抜き打ちで実施するとともに、認定事業場が実施した検査記録の裏付けまで確認するなど検査内容の見直しを行うことにより、認定事業場に対する監視・監督を強化することと致します。

添付資料：株式会社 I H I に対する業務改善命令文書
認定事業場に対する監視・監督の強化策

<問い合わせ先>

(株式会社 I H I に対する業務改善命令について)

東京航空局 安全統括室 航空機検査官 担当 野村、東畠

TEL : 03-5275-9325 (直通) FAX : 03-5216-5571

(認定事業場に対する監視・監督の強化について)

航空局 安全部 航空機安全課 担当 小松、大井

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 50213、50202) 03-5253-8735 (直通) FAX : 03-5253-1661

東空検第210号
平成31年4月9日

株式会社IHI
代表取締役社長 満岡 次郎 殿

国土交通省 東京航空局長
鶴田 浩久

整備作業等の適正な実施について（業務改善命令）

貴社認定事業場に対し、航空法（昭和27年法律第231号）第134条に基づき立入検査（平成31年1月10日、11日、23日～25日、2月14日、15日、25日）及び報告徴収を実施したところ、航空機用発動機の修理作業及び検査において、以下のような不適切な事案が多数確認された。

- ・ 部品の検査を、業務規程に基づく適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案
- ・ 所定の作業工程どおりに作業及び検査を実施しなかったにもかかわらず、実施したように作業記録書の検査実施日を改竄していた事案
- ・ 計測機器の定期検査記録書の検査実施日が適切でない事案

貴社からの報告によれば、要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われず、納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが挙げられている。

また、当該事案については、過去に社内において改善の機会があったにもかかわらず、経営層まで情報が共有されず、必要な要因分析や再発防止策を講じていなかったことが確認されており、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められる。

貴社認定事業場は、航空機用発動機の修理に係る認定業務を適切に遂行し、航空機の安全を確保することが最大の使命であり、認定業務の適切な運営のためには、認定事業場として定める業務規程はもとより、安全管理規程で定める安全に係る基本方針の達成に向けて、最高責任者（民間エンジン事業部副事業部長）を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、航空法第20条第5項の規定に基づき、下記の措置の実施を命令する。

下記の措置を講じた上で、平成31年5月10日までに文書により報告すること。

措置内容については、当局として精査も行いつつ、実施状況を確認していくこととする。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

なお、本命令は、現時点で判明した事実に基づき実施するものであり、今後、必要に応じ追加の処分等を行う可能性がある。

記

(1) 出荷品の回収

不適切事案が確認された出荷品については、検証の結果、搭載エンジンの安全性に直ちに影響がないことは確認されたが、長期的継続使用の観点で会社として自主回収を行うとしたエンジン、部品について、これらを速やかに実施し、報告すること。

(2) 不適切事案の要因・背景の分析及び再発防止策の策定

今般判明した不適切事案が生じた事実、及び過去に社内において改善の機会があったにもかかわらず、見過ごされ、必要な措置が講じられなかった事実について、要因・背景を分析するとともに、以下に掲げるものを含めた具体的な再発防止策を策定し、実施すること。

(ア) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

管理職員や経営層を含む全社員に対して安全意識の徹底及び法令、規程等の遵守に係る教育を行うこと。

(イ) 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、重要なものについては管理職員はもとより経営層にまで当該情報が共有された上で、適切に評価・分析を行い、必要な再発防止策を講じられるよう、貴社の安全管理体制を抜本的に見直すこと。

(ウ) 業務実施体制の見直し

認定業務を確実に実施するため、事業計画上の業務量に応じ必要な知識・能力を有する者の適切な配置、業務手順の遵守及び手順変更の適切な実施など、貴社の業務実施体制を抜本的に見直すこと。

以 上

認定事業場に対する監視・監督の強化策

平成31年4月9日

航 空 局

1. 随時検査の強化

認定事業場に対する検査は、これまで事前通告を原則として、定期検査（認定更新検査）及び随時検査を実施していたが、今後、随時検査は原則抜き打ちで実施することとする。

2. 検査方法の見直し

- ① 検査記録を出勤簿と照合するなど、検査記録の裏付けまで確認する等の検査の深度化
- ② 社員に対する個別インタビュー方法の改善及び無記名でのアンケート等の実施
- ③ 経営層に対して、安全意識の徹底、関係法令・規程等の遵守及びコンプライアンスの徹底、現場コミュニケーションを含む内部統制及び安全管理システムの機能状況等についての聴取
- ④ 検査を実施する国の職員に対して、不適切事案の指摘に資する研修の実施

3. 認定事業場における管理体制の強化

- ① 検査員等の印鑑管理の徹底
- ② 業務量に応じて必要な知識・能力を有する者を適切に配置・管理し、定期的に国に報告
- ③ 経営層を含む全社員に対して、安全意識の徹底、関係法令・規程等の遵守及びコンプライアンス教育の徹底、安全管理システム等に関する教育の充実

（注）1及び2については、今後速やかに実施

3については、通達改正等所要の手続きを行った上で実施